

高松市情報共有システムの試行利用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）における情報共有システムの試行利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報共有システム 建設工事において、情報通信技術を活用し、受発注者間の異なる組織間で情報を交換、共有することにより業務の効率化を実現するシステムをいう。
- (2) 受注者 発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人のほか、監理技術者や主任技術者等の関係者をいう。
- (3) 発注者 受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある総括監督員、主任監督員及び専任監督員をいう。
- (4) 工事帳票 指示、承諾、協議、提出、報告及び通知の行為に必要な工事打合簿等の定型書類や、それらに添付して提出される資料をいう。
- (5) LGWAN-ASPサービス LGWAN（総合行政ネットワーク）を介して提供される、各種行政事務サービス

(試行の対象)

第3条 情報共有システムの試行利用の対象工事は、当初設計金額が130万円以上の建設工事とする。

(特記仕様書における記載)

第4条 発注者は、情報共有システムの試行利用の対象工事を発注する場合は、特記仕様書において、その旨を記載するものとする。

(利用手続)

第5条 受注者は、契約締結後、速やかに情報共有システム利用の有無を工事打合簿により発注者に提出し、利用する場合は、利用するシステム名や受注者側の利用者を記載した情報共有システム事前協議シート（様式第1号）を用いて、発注者と協議しなければならない。

(利用システム等)

第6条 システムの利用にあたっては、次に掲げる事項によるものとする。

- (1) 利用システム 国土交通省が定める情報共有システム提供者における機能要件を満たすもののうち、LGWAN-ASPサービスを利用したシステムとする。
- (2) 利用の手続き 受注者が選択したシステム提供者と利用契約を行い、受注者の費用負担で利用する。この場合において、システムの利用に要する経費は、設計変更の対象としない。
- (3) 工事帳票の処理 受注者及び発注者は、情報共有システムにより、土木工事においては、工事打合簿、材料確認書、段階確認書、工事履行報告書及び確認・立会依頼書を、土木工事以外の工事においては、工事打合簿を作成し、処理するものとする。

なお、情報共有システム上で行う工事帳票の承認又は決裁等の事務処理は、書面への署名・押印と同等の行為として取り扱うものとする。

- (4) 情報管理 工事情報の漏洩や改ざんを防止するため、システム利用者は、ID及びパスワードの管理を徹底しなければならない。

(工事成績評定)

第7条 発注者は、情報共有システムを利用した工事については、工事成績評定における創意工夫の項目において加点する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

情報共有システム事前協議シート

協議日 年 月 日

システム名	
システム提供者	

工事名		
工期	～	
請負代金額		
発注者	課名	
	専任監督員	
受注者	会社名	
	現場代理人	

発注者

No.	職位等	氏名	メールアドレス	備考
1				
2				
3				
4				
5				

受注者

No.	職位等	氏名	メールアドレス	備考
1				
2				
3				